

調達管理番号： 20a00183

国 名：コートジボワール

担当部署：ガバナンス・平和構築部 平和構築室

案件名：大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年7月中旬から2021年3月中旬
- (2) 業務 M/M：現地 0.77M/M、国内 0.75M/M、合計 1.52M/M
- (3) 業務日数：

国内作業期間	現地業務期間	整理期間
10日	23日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月17日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
  - 専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2020年6月30日（火）までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査（紛争影響地域における各種評価調査経験があると望ましい）
対象国／類似地域	コートジボワール／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。  
必要予防接種：黄熱病予防接種（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。）

#### 6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、コートジボワール）の首都圏である大アビジャン圏では、10年に亘るクーデター等や2010年の大統領選挙後の騒乱の影響を大きく受けた。なかでも、実際に戦闘が行われたヨプゴン・コミューン（推計人口約107万人）とアボボ・コミューン（推計人口約103万人）は、最も紛争の影響を受けている。これらの地区では都市貧困層の存在や不十分な基礎インフラに加えて、高い失業率が社会の不安定要因となっている。さらに宗教や民族、政治的思考で分裂した社会において住民には相互不信が存在しており、これが近い将来に紛争を再燃させかねないと懸念されていた。

このような課題に対応するために、コートジボワール政府は、「社会的調和促進プログラム（2012年-2015年）」を策定した。本プログラムでは、司法の回復と平和構築に次いで、社会的弱者の生活・健康の改善が3点目の大きな取り組むべき課題と位置づけられている。そのために、コートジボワール政府は紛争影響コミューンにおいて、基礎インフラを整備しながら社会統

合を推進するアプローチを実践するための技術協力プロジェクト（技プロ）の実施を我が国に要請した。この要請に基づいて、「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」（以下、フェーズ1という）が2013年7月から2016年6月の期間実施された。フェーズ1で実施したコミュニティインフラ整備事業を通し、行政と住民が民族や宗教を超えたプラットフォームをつくり、合意形成を重ねたことが行政と住民間の関係強化に寄与したことが確認された。一方、フェーズ1対象地域は両市の人口に比して限定的であったため、さらなる社会統合を促進するために、フェーズ1で実施した手法の定着や他地域への展開にむけて、コートジボワール政府はわが国に対して大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2（以下本プロジェクトとする）の要請をおこなった。

2010年の騒乱から約5年が経過した2015年の大統領選挙は大きな騒乱をもたらすことなく終わったが、旧体制支持派層の選挙区における低い投票率、バックグラウンドの異なる住民グループ間での不信感、両コミューンの若者層の失業問題・貧困地域の治安問題など、未だ社会統合にかかる懸念事項が存在していた。JICAはアボボコミューン及びヨプゴンコミューンの社会統合の現状及び課題の把握を目的に「大アビジャン圏社会統合促進のためのコミューン強化プロジェクトフェーズ2にかかる基礎情報収集確認調査」（以下、基礎調査）を実施した（2017年1月10日～2月28日）。基礎調査の結果として、アボボコミューン及びヨプゴンコミューンでは、1）住民間における緊張感や不信感、2）行政の不公平な公共サービスの提供が人々を分断する社会統合の阻害要因となっていることが明らかになった。かかる調査結果を踏まえ、本プロジェクトは、公平性や包摂性に配慮した当該案件の手法の公共サービスの計画・実施段階における定着をとおり、アボボ及びヨプゴンコミューンにおける社会統合促進を目指し、2017年10月から2021年6月を協力期間として実施中である。

今回実施する終了時評価調査は、2020年10月に予定されている大統領選挙前に国内作業を開始することで、当該プロジェクトカウンターパート<sup>1</sup>からの情報収集を確実に実施し、達成度や実績の確認を行い、また大統領選挙後の2021年2月に現地渡航し、プロジェクト関係者から情報を補完的に収集し、整理・分析の上、関係者と協議の上、評価報告書案をとりまとめる。当該プロジェクトの今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似

---

<sup>1</sup> 大統領選挙後は当該プロジェクトのカウンターパートが異動となる可能性が高く、当該案件の狙いである行政と住民の間の信頼醸成や社会統合の進捗状況を俯瞰的に把握できる立場にあるカウンターパートから情報収集を確実に実施するためには、大統領選挙前に国内作業を開始することが重要と考えている。

事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況について、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）および紛争影響配慮の観点から確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1） 国内作業期間

第一次国内作業期間（2020年7月中旬～8月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料、エンドライン調査報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目及び紛争影響配慮の観点からの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関（内務省・地方分権化局（Ministry of Territorial Administration and Decentralization。以下、MATED とする）C/P 及びアボボ・ヨプゴンコミュニケーション C/P））に対する質問票（英文）を提案する。
- ④ 主管部との打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 質問表配布・電話会議等を通し、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関）に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行い、情報収集を行う。プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度や上位目標達成見込み等）、実施プロセス等、必要な情報を、可能な範囲で収集する。
- ⑥ ⑤で得た情報を整理・分析の上、中間報告書案(和文)として整理する。
- ⑦ 主管部と協議し、中間報告書を最終化する。

第二次国内作業期間（2020年12月上旬～下旬）

- ① 現地渡航準備として、大統領選挙等による影響も踏まえ追加質問票を作成、主管部へ提案する。

- ② メールにより配布・回収した質問票回答を整理する。
- (2) 現地業務期間 (2021年2月上旬～2月下旬)
- ① JICA コートジボワール事務所等との打合せに参加する。
  - ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
  - ③ ・コートジボワール側 C/P へ説明した評価グリッドに基づき、事前に回収・整理できなかった質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者 (MATED C/P 及びアボボ・ヨプゴンコミュニケーション C/P) に追加インタビューを行う。
    - ・また、当該案件で実施中のパイロットプロジェクト等で支援対象とする住民グループ訪問し、フォーカスグループインタビュー等をとおして情報収集を行う。
    - ・加えて、予定されている大統領選挙やコロナ禍が当該プロジェクト (成果、プロジェクト目標の達成状況等) にどのような影響を与えたか、またプロジェクトで追加実施したコロナ対策支援の進捗状況や成果について、あわせて確認する。
    - ・これらを通し、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度や上位目標達成見込み等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集を補完的に行い、整理する。
  - ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献要因および阻害要因を抽出する。
  - ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価 5 項目と紛争影響配慮の観点から評価を行い、評価報告書 (案) (英文) の取りまとめに協力する。
  - ⑥ 評価報告書 (案) (英文) に関するプロジェクト関係者及びコートジボワール側 C/P との協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
  - ⑦ プロジェクト関係者及びコートジボワール側 C/P との協議、コメント等を踏まえ、PDM 及び PO の修正案 (和文・英文) の取りまとめに協力する。
  - ⑧ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
  - ⑨ 現地調査結果の JICA コートジボワール事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間 (2021年3月上旬)
- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提案する。
  - ② 帰国報告会に出席する。

- ③ コロナ等の影響に鑑み一部質問票等は現地業務期間に未収集となることが想定される。コロナ禍対策実施に係る他ドナー、コートジボワール C/P の報告書、支援対象者への質問票等を作成・回収の上、信頼醸成や社会統合に関する影響を整理し、必要に応じて評価調査結果要約表（案）や終了時評価調査報告書（案）に反映させる。
- ④ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （１） 業務完了報告書

2021年3月5日までに提出。

次の①～④を含めた業務完了報告書を電子データにて提出すること。

- ① 中間報告書（和文）（添付書類、面談録含む）
- ② 評価報告書（英文）（添付書類含む）
- ③ 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ④ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）（面談録含む）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、第一優先経路：日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本、  
あるいは日本⇒アディスアベバ⇒アビジャン⇒アディスアベバ⇒日本、  
第二優先経路：日本⇒パリ⇒アビジャン⇒パリ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2021年2月4日～2月26日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約10日間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容 (現地業務期間中)  
JICA コートジボワール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
  - ア) 空港送迎: あり
  - イ) 宿舎手配: あり
  - ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
  - エ) 通訳備上: 英語⇄フランス語の通訳を提供
  - オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
  - カ) 執務スペースの提供: プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部 平和構築室 (Mail: eigpr@jica.go.jp) にて配布します。これらデータはプロポーザル作成の参考資料としてのみ使用し、他の用途には使用せず、使用後は各社で廃棄することとします。
  - ・ モニタリングシート
  - ・ PDM (最新版)
  - ・ RD 等
  - ・ 運営指導調査報告書等関連資料
  - ・ 紛争影響国・地域の事業評価の手引き (平成25年1月)
- ② 本業務に関する参考資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ コートジボワール国「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025294.html>
  - ・ The project on the reinforcement of communities for promoting social cohesion in Greater Abidjan (COSAY) : project completion report

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026695.html>

・コートジボワール共和国 大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニケーション強化プロジェクトフェーズ2にかかる基礎情報収集・確認調査(社会調査)報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032957.html>

・PNAマニュアル(紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNAの実践 - ) (2017年2月)

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq00002lp94v-att/pna\\_manual\\_201702.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq00002lp94v-att/pna_manual_201702.pdf)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。

以上